

◆事業所(民営)の推移

(単位:事業所、人 各年10月1日現在、平成16年は6月1日現在、平成21年7月1日現在)

産業分類	平成8年		平成13年		平成16年		平成18年		平成21年		
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
総数	穂積町	1,520	14,300	1,584	14,830						
	楽南町	303	2,377	341	2,690	1,890	17,770	1,965	18,091	2,027	18,718
	計	1,823	16,677	1,925	17,520						
農業、林業、 漁業	穂積町	1	3	1	53						
	楽南町	5	132	7	137	10	218	11	156	9	122
	計	6	135	8	190						
鉱業、採石業、 砂利採取業 〔鉱業〕	穂積町	1	28	1	16						
	楽南町	—	—	—	—	2	20	1	14	2	21
	計	1	28	1	16						
建設業	穂積町	160	1,271	164	1,186						
	楽南町	41	233	53	252	223	1,457	243	1,479	252	1,596
	計	201	1,504	217	1,438						
製造業	穂積町	259	4,181	237	3,736						
	楽南町	101	1,294	93	1,271	289	5,217	274	4,343	263	4,276
	計	360	5,475	330	5,007						
電気・ガス・ 熱供給・水道業	穂積町	—	—	—	—						
	楽南町	1	11	1	9	1	6	1	8	1	9
	計	1	11	1	9						
情報通信業					6	22	8	24	9	35	
運輸業、 通信業〔運輸業〕	穂積町	45	1,191	61	1,441						
	楽南町	5	67	7	134	57	1,701	63	1,545	61	1,479
	計	50	1,258	68	1,575						
卸売業、小売業 〔卸売・小売業〕	穂積町	580	3,776	600	4,183						
	楽南町	80	324	77	377	431	3,042	446	3,834	433	3,544
	計	660	4,100	677	4,560						
金融・保険業	穂積町	21	330	22	272						
	楽南町	2	16	2	16	22	376	24	339	29	354
	計	23	346	24	288						
不動産業、 物品賃貸業 〔不動産業〕	穂積町	92	205	103	222						
	楽南町	3	6	5	11	139	259	139	348	161	484
	計	95	211	108	233						
学術研究、 専門・技術サービス業									69	307	
宿泊業、 飲食サービス業 〔飲食店・宿泊業〕					212	1,281	212	1,343	205	1,766	
生活関連サービス業、 娯楽業									166	737	
医療・福祉					75	863	89	1,155	102	1,399	
教育・ 学習支援業					57	1,169	67	1,217	79	1,004	
複合サービス事業					9	57	13	150	6	74	
他に分類されない サービス業 〔サービス業〕	穂積町	361	3,315	395	3,721						
	楽南町	65	294	96	483	357	2,082	374	2,136	180	1,511
	計	426	3,609	491	4,204						

※平成20年より産業分類項目が変更されました。[]は平成20年以前の産業分類項目です。(資料:企画財政課、事業所・企業統計調査・経済センサス基礎調査)

(平成24年10月1日現在)

◆歴代市長

氏名	就任期間
松野 幸信	平成15年6月1日～平成19年5月31日
堀 孝正	平成19年6月1日～

◆歴代副市長(助役を含む)

氏名	就任期間
福野 寿英	平成15年7月1日～平成19年6月5日
豊田 正利	平成20年1月1日～平成23年6月30日
奥田 尚道	平成23年7月1日～

◆歴代議長

氏名	就任期間
吉本 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
土屋 勝義	平成16年5月11日～平成18年6月1日
藤橋 礼治	平成18年6月1日～平成20年4月30日
小川 勝範	平成20年5月8日～平成23年6月3日
星川 睦枝	平成23年6月3日～平成24年4月30日
藤橋 礼治	平成24年5月1日～

◆歴代副議長

氏名	就任期間
澤井 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
星川 睦枝	平成16年5月11日～平成18年6月1日
小川 勝範	平成18年6月1日～平成20年4月30日
広瀬 時男	平成20年5月8日～平成22年6月1日
星川 睦枝	平成22年6月1日～平成23年6月3日
若園 五朗	平成23年6月3日～平成24年4月30日
広瀬 時男	平成24年5月1日～

◆市議会議員

議席番号	氏名	所属常任委員会
1	古川 貴敏	産業建設
2	くまがいさちこ	文教
3	西岡 一成	厚生
4	河村 孝弘	厚生
5	庄田 昭人	総務
6	森 治久	文教
7	棚橋 敏明	厚生
8	堀 武	厚生
10	松野藤四郎	総務
11	広瀬 捨男	産業建設
12	若井 千尋	産業建設
13	清水 治	文教
14	広瀬 武雄	厚生
15	若園 五朗	産業建設
16	広瀬 時男	総務
17	小川 勝範	文教
18	星川 睦枝	総務
19	藤橋 礼治	産業建設

(資料:議会事務局)

◆市議会本会議開催及び付議件数

	招集回数		会期日数	市長提出議案件数				議員提出議案件数		議員派遣
	定例会	臨時会		条例	予算	決算	その他	条例その他	決議・意見書	
平成19年	4	3	78	25	31	8	31	6	10	2
平成20年	4	3	68	42	30	8	33		15	2
平成21年	4	4	79	20	39	9	33		9	2
平成22年	4	4	89	38	34	9	13		12	2
平成23年	4	2	88	25	33	8	14	2	6	4

(資料:議会事務局)

◆市議会における委員会等開催数

委員会名	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
常任委員会	19	17	19	27	19
総務委員会	7	7	6	15	5
産業建設委員会	4	4	3	4	6
厚生委員会	4	3	6	4	4
文教委員会	4	3	4	4	4
議会運営委員会	14	11	18	21	21
特別委員会	12	26	11	19	27

(資料:議会事務局)

◆部門別職員数の推移

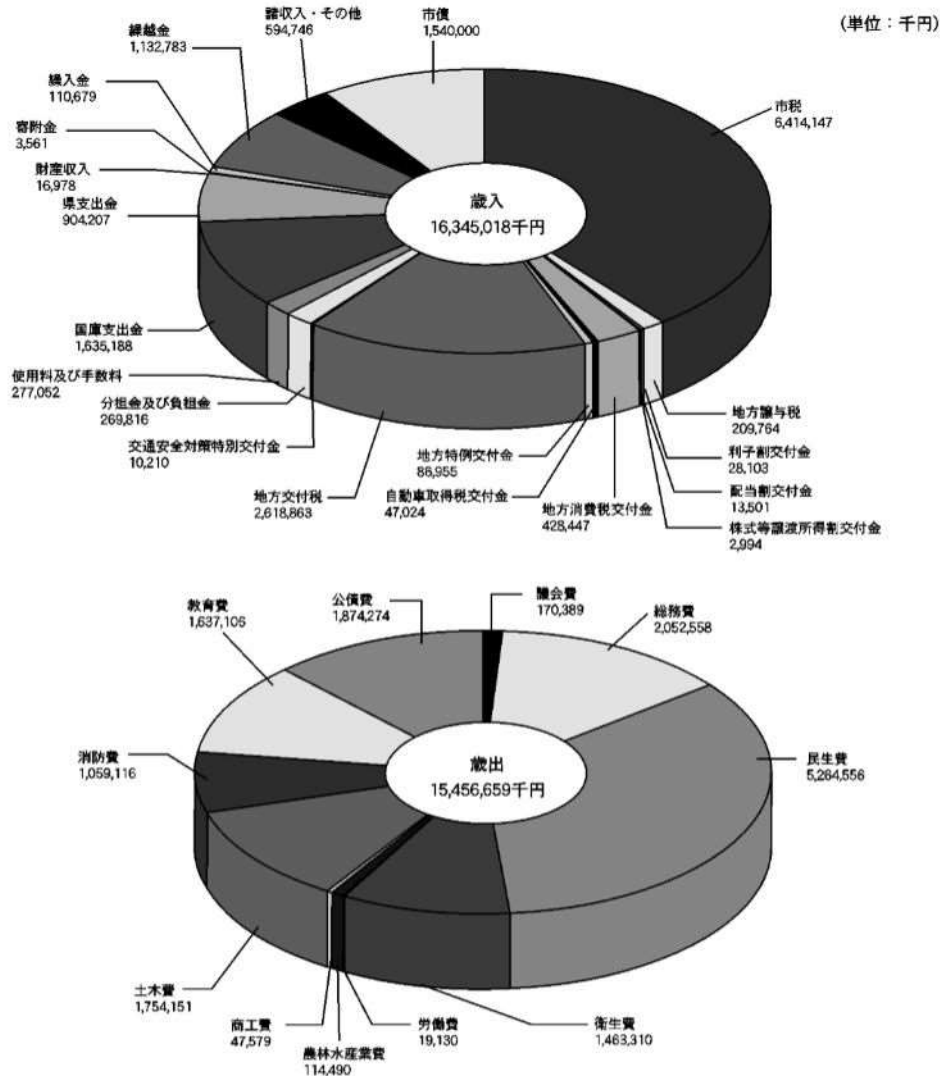
(単位:人 各年度4月1日現在)

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般行政	議会	5	4	4	3	3
	総務	64	59	61	60	60
	税務	18	18	18	18	18
	農水・労働・商工	6	7	8	7	7
	土木	27	27	23	22	21
	民生	120	122	127	124	127
	衛生	18	20	20	22	20
	計	258	257	261	256	256
特別行政	教育	56	57	55	60	61
消防	消防	40	48	56	62	69
公営企業等	水道	7	7	7	7	7
	その他	15	15	15	15	16
	計	22	22	22	22	23
総合計		376	384	394	400	409

(資料:秘書広報課)

財 政

◆一般会計決算(平成23年度)



(資料：企画財政課)

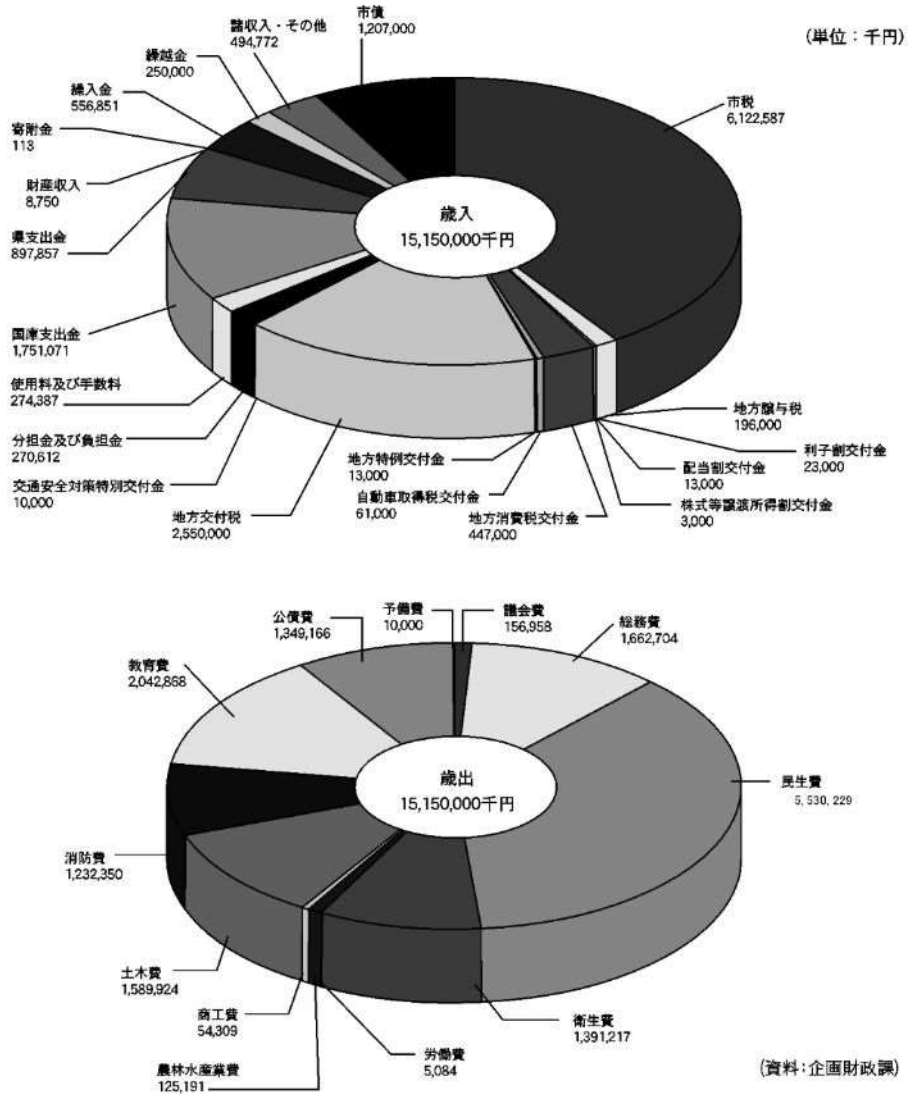
◆会計別決算総括

(単位：千円)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	
一 般 会 計	17,494,730	16,274,097	17,207,476	16,074,745	16,345,018	15,456,659	
国民健康保険事業特別会計	4,361,550	3,993,945	4,552,459	4,279,816	4,547,925	4,252,844	
後期高齢者医療事業特別会計	326,459	314,038	334,838	326,473	336,078	332,918	
老人保健事業特別会計	18,854	18,850	680	629	—	—	
学校給食事業特別会計	265,521	264,144	271,471	269,710	277,602	276,130	
下水道事業特別会計	188,333	179,029	176,586	168,704	169,293	163,520	
農業集落排水事業特別会計	24,106	21,766	23,083	21,165	24,350	22,435	
下水道(コミ・プラ)事業特別会計	231,241	222,121	—	—	—	—	
水道事業会計	収益の事業	457,764	382,896	462,886	378,627	461,798	399,883
	資本の事業	70,046	284,247	69,021	364,287	76,102	318,857
合 計	23,438,603	21,955,132	23,098,504	21,884,156	22,238,167	21,223,245	

(資料：企画財政課、下水道課)

◆一般会計当初予算(平成24年度)



◆会計別当初予算総括

(単位:千円)

区 分	平成23年度		平成24年度		増減額		
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	
一 般 会 計	14,831,000	14,831,000	15,150,000	15,150,000	319,000	319,000	
国民健康保険事業特別会計	4,333,008	4,333,008	4,462,185	4,462,185	129,177	129,177	
後期高齢者医療事業特別会計	338,686	338,686	368,531	368,531	29,845	29,845	
学校給食事業特別会計	286,935	286,935	288,961	288,961	2,026	2,026	
下水道事業特別会計	190,292	190,292	177,519	177,519	△12,773	△12,773	
農業集落排水事業特別会計	28,855	28,855	26,991	26,991	△1,864	△1,864	
水道事業会計	収益的事業	468,015	423,278	467,545	433,340	470	54,713
	資本的事業	53,335	326,470	66,208	422,491	△12,873	58,204
合 計	20,530,126	20,758,524	21,007,940	21,330,018	477,814	578,328	

(資料:企画財政課、水道課)

◆市債の状況

(単位:千円)

区 分		平成20年度末現在高	平成21年度末現在高	平成22年度末現在高	平成23年度末現在高
一	般 会 計	11,836,899	11,782,006	12,979,069	12,790,491
特 別 会 計	下 水 道 事 業	2,128,149	2,040,909	1,956,895	1,877,600
	農 業 集 落 排 水 事 業	143,137	136,531	129,723	122,706
	下 水 道 (コ ミ ・ プ ラ) 事 業	1,443,507	1,282,595	一般会計に含む(1,120,769)	一般会計に含む(958,025)
水 道 事 業 会 計		1,190,880	1,136,733	1,080,822	1,023,075
合 計		16,742,572	16,378,774	16,146,509	15,813,872

(資料:企画財政課・下水道課)

◆市有財産の状況

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
土 地 (nf)	行 政 財 産	667,040.51	668,954.20	676,042.05	682,272.48
	普 通 財 産	1,201,007.19	1,206,478.40	1,207,771.38	1,207,671.38
	合 計	1,868,047.70	1,875,432.60	1,883,813.43	1,889,943.86
建 物 (nf)	行 政 財 産	148,694.84	154,974.70	154,535.10	154,104.55
	普 通 財 産	868.29	839.42	839.42	839.42
	合 計	149,563.13	155,814.12	155,374.52	154,943.97
有価証券(円)		21,253,000	21,253,000	21,253,000	21,253,000
出資による権利 (円)		37,777,218	36,879,218	38,196,000	38,241,100

(資料:管財情報課・企画財政課)

◆基金の状況

(単位:千円)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計	積 立 基 金	8,945,720	8,422,023	8,629,080	9,122,200
	定額運用基金	187,706	188,345	188,566	188,708
	小 計	9,133,426	8,610,368	8,817,646	9,310,908
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	積 立 基 金	637,459	380,799	496,225	496,576
	定額運用基金	4,000	4,000	4,000	4,000
	小 計	641,459	384,799	500,225	500,576
下水道事業特別会計		82,584	65,457	48,742	32,982
合 計		9,857,469	9,060,624	9,366,613	9,844,466

(資料:企画財政課)

◆市税収入状況

(単位:千円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
市 税	6,956,611	6,657,406	7,062,348	6,722,726	6,910,466	6,563,017	6,704,049	6,394,183	6,715,175	6,414,147
現 年 課 税 分	6,725,752	6,613,165	6,798,423	6,568,098	6,586,339	6,465,086	6,401,876	6,297,370	6,445,709	6,340,889
滞 納 繰 越 分	230,859	44,241	263,925	54,628	324,127	97,931	302,173	96,813	269,466	73,258
市 民 税	3,317,921	3,125,041	3,376,619	3,151,510	3,282,680	3,052,177	3,079,187	2,880,126	3,034,885	2,852,771
現 年 課 税 分	2,665,444	2,592,474	2,806,170	2,719,969	2,783,704	2,707,436	2,486,376	2,428,400	2,443,621	2,390,669
法 人 税	514,065	511,633	404,495	401,913	285,169	283,705	391,155	389,432	418,526	416,784
滞 納 繰 越 分	3,179,509	3,104,107	3,210,665	3,121,882	3,068,873	2,991,141	2,877,531	2,817,832	2,862,147	2,807,453
滞 納 繰 越 分	138,412	20,934	165,954	29,628	213,807	61,036	201,556	62,294	172,738	45,318
固 定 資 産 税	3,264,722	3,167,167	3,321,829	3,215,631	3,273,030	3,164,357	3,267,520	3,164,729	3,282,134	3,171,339
現 年 課 税 分	3,175,440	3,140,975	3,228,781	3,189,760	3,167,828	3,126,752	3,171,650	3,129,531	3,189,920	3,142,441
交 付 金 ・ 納 付 金	3,943	3,943	2,403	2,403	2,373	2,373	2,284	2,284	2,246	2,246
滞 納 繰 越 分	3,179,383	3,144,918	3,231,184	3,192,163	3,170,201	3,129,125	3,173,934	3,131,815	3,192,166	3,144,687
滞 納 繰 越 分	85,339	22,249	90,645	23,468	102,829	35,232	93,586	32,914	89,968	26,652
自 動 車 税	82,556	73,786	85,567	77,252	89,348	81,075	91,239	83,225	93,236	85,117
現 年 課 税 分	75,448	72,728	78,241	75,720	81,857	79,412	84,308	81,620	86,476	83,829
滞 納 繰 越 分	7,108	1,058	7,326	1,532	7,491	1,663	6,931	1,605	6,760	1,288
市 た ば こ 税	291,412	291,412	278,333	278,333	265,408	265,408	266,103	266,103	304,920	304,920

(資料:税務課)

◆財政指標の状況

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基 準 財 政 収 入 額	5,875,850	5,931,982	5,775,908	5,437,388	5,542,813
基 準 財 政 需 要 額	6,681,692	6,990,770	6,913,288	6,841,453	7,114,383
標 準 税 収 入 額 等	7,621,090	7,679,622	7,475,580	7,002,556	7,109,081
標 準 財 政 規 模	8,936,581	9,734,123	9,866,590	10,129,062	10,311,220
財 政 力 指 数 (3 年 平 均 値)	0.906	0.881	0.854	0.826	0.803
経 常 収 支 比 率	81.5%	87.8%	90.2%	84.3%	82.4%

※標準財政規模は平成20年度より臨時財政対策債発行可能額を含む

(資料:企画財政課)

◆財政健全化判断比率の状況

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 21 年度	- (13.36)	- (18.36)	4.1 (25.0)	- (350.0)
平成 22 年度	- (13.31)	- (18.31)	4.2 (25.0)	- (350.0)
平成 23 年度	- (13.28)	- (18.28)	3.7 (25.0)	- (350.0)

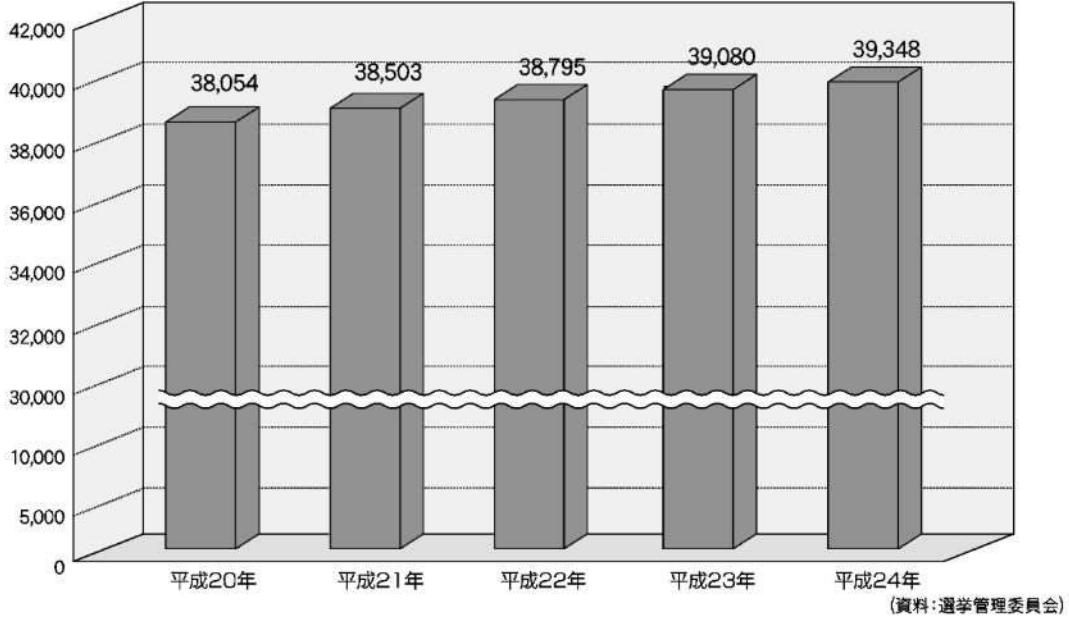
※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。

(資料:企画財政課)

※括弧内に早期健全化基準を記載。

選挙

◆選挙人名簿登録者数の推移(各年6月1日定時登録)



◆各種選挙における投票状況

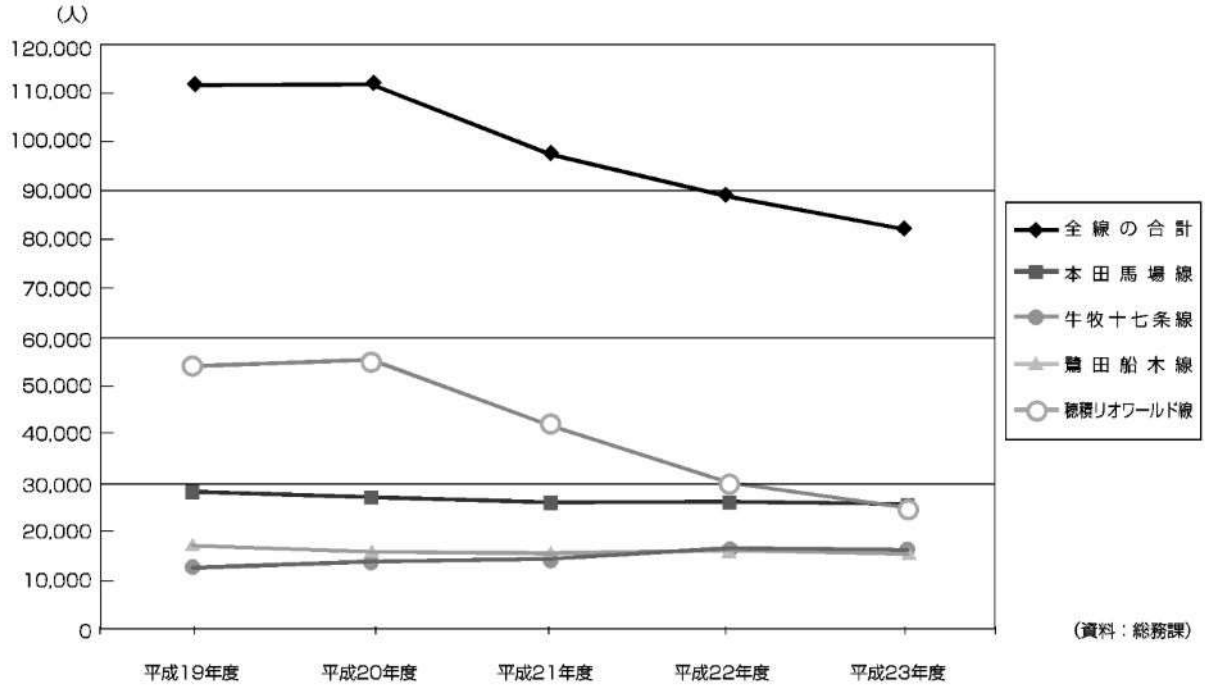
種 類 別	執行年月日	当日の有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)		
				男	女	平均
首長選挙	平成15年 6月 1日	34,859	18,867	51.99	56.21	54.12
	平成19年 4月22日	36,682	18,824	50.14	52.46	51.32
	平成23年 4月24日	38,267	17,108	44.16	45.24	44.71
議会議員選挙	平成16年 4月11日	35,534	21,835	58.66	64.17	61.45
	(補欠)平成19年 4月22日	36,682	18,816	50.10	52.45	51.29
	平成20年 4月20日	37,275	21,455	55.33	59.72	57.56
	平成24年 4月15日	38,542	19,723	49.44	52.85	51.17
県知事選挙	平成17年 1月23日	36,459	13,280	36.33	36.51	36.42
	平成21年 1月25日	38,061	11,591	30.39	30.52	30.45
県議会議員選挙	平成19年 4月 8日	37,157	15,199	40.73	41.08	40.90
	平成23年 4月10日	38,566	14,874	38.41	38.72	38.57
衆議院議員選挙 (小選挙区)	平成15年11月 9日	35,796	20,650	57.69	57.69	57.69
	平成17年 9月11日	36,768	24,567	65.94	67.66	66.82
	平成21年 8月30日	38,405	26,202	68.59	67.87	68.23
参議院議員選挙 (岐阜県選挙区)	平成16年 7月11日	36,311	18,875	52.01	51.96	51.98
	平成19年 7月29日	37,388	20,463	55.37	54.11	54.73
	平成22年 7月11日	38,700	21,105	55.22	53.87	54.53

※無投票

(資料:選挙管理委員会)

各種データ

◆みずほバス等の年間利用者数



◆みずほバス等の利用状況

(単位：人)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
年間乗車人数	みずほバス	本田馬場線	28,135	26,992	25,947	26,070	25,612
		牛牧十七条線	12,478	13,784	14,321	16,539	16,182
		鷺田船木線	17,059	15,773	15,444	16,090	15,351
		計	57,672	56,549	55,712	58,699	57,145
	岐阜バス	穂積リオワールド線	53,947	55,263	41,697	30,017	24,812
合計		111,619	111,812	97,409	88,716	81,957	
一日当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	80.5	75.3	72.3	72.7	71.4
		牛牧十七条線	36.0	38.4	39.9	46.1	45.1
		鷺田船木線	54.3	43.9	43.1	44.8	42.7
		計	170.8	157.6	155.3	163.6	159.2
	岐阜バス	穂積リオワールド線	147.4	151.4	114.2	82.2	67.8
合計		318.2	309.0	269.5	245.8	227.0	
一台当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	8.0	7.8	7.5	7.6	7.5
		牛牧十七条線	4.0	4.5	4.6	5.8	5.2
		鷺田船木線	5.4	5.0	5.0	5.1	5.7
		計	5.8	5.8	5.7	6.2	6.1
	岐阜バス	穂積リオワールド線	10.5	10.8	9.9	9.1	7.5
合計		8.2	8.3	7.0	7.6	6.8	

(資料：総務課)

◆朝日大学の学生数等の推移

(単位:人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学 生 数	2,251	2,259	2,398	2,450	2,523
教 員 数	264	266	260	260	253
職 員 数	640	695	713	656	637

(資料:朝日大学)

◆JR穂積駅の乗車人数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
乗車人数	8,701	8,754	8,466	8,421	8,426

(資料:東海旅客鉄道株)

◆樽見鉄道の駅別乗降客数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
横 屋 駅	88	86	88	106	86
十九条駅	56	56	56	56	56
美江寺駅	50	58	72	72	72
合 計	194	200	216	234	214

(資料:樽見鉄道株)

瑞穂市指定文化財

種目	名 称	所在地
建造物	天神神社本殿	居 倉
	武藤家の水屋	横 屋
彫 刻	聖観世音菩薩像	十 九 条
	重里めぐみ地藏菩薩座像	重 里
	木造弘法大師座像	横 屋
	木造聖観音立像及び千鉢仏	中 宮
	薬師如来座像	田 之 上
	千鉢仏	田 之 上
	石造薬師如来座像	宮 田
	木造薬師如来立像	中 宮
	円空彫刻像 大日如来坐像	中 宮
	陶磁のごま犬	美 江 寺
	美江寺千手観音像	美 江 寺
	石造観世音菩薩立像及び同阿弥陀佛立像	十 七 条
工芸品	別府細工、18点	別 府
	美江寺千手観音同髷口	美 江 寺
	別府細工、梯子型燭台 2点	宮 田
書 跡	親鸞上人筆十字名号	重 里
	蓮如上人筆六字名号	重 里
	東伏見宮妃周子殿下筆「和宮歌碑文」拓本	宮 田
	蓮如上人筆六号名号	七 条 崎
無形文化財	美江寺観世音のお蚕祭り	美 江 寺
	雅楽の五音社	宮 田
天然記念物	秋葉神社の大イチョウ	穂 積
	ハリヨとその生息池	十七条・十八条
	富有柳の母木	居 倉
	白鳥神社のイチョウ	呂 久
	教泉寺のマキ	田 之 上
	居倉天神社のクス	居 倉
	熊野神社のモチ	十 七 条
	念徳寺のボダイジュ	居 倉

種目	名 称	所在地
史 跡	川崎平右衛門供養塔	十 九 条
	小麻紅團	呂 久
	伊久良河宮跡	居 倉
	美江寺城跡	美 江 寺
	十七条城跡	十 七 条
	旗本青木氏陣屋跡	居 倉
	美江寺一里塚跡	美 江 寺
	自然居士の墓	美 江 寺
	美江寺宿木陣跡	美 江 寺
	山本友左坊の墓	美 江 寺
	瑞光寺句碑群	美 江 寺
	葦野川用水竣工記念句碑	大 月
	土地改良記念公園	重 里
	貫字学校跡	居 倉
	顕名学校跡	横 屋
	杭溪学校跡	呂 久
	開教学校跡	美 江 寺
	月盛学校跡	十 七 条
	宝曆治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地	重 里
名和靖生誕の地	重 里	
木食禅開の塔	重 里	
歴史資料	山本友左坊遺品(柱掛)	重 里
	山本友左坊遺品(半)	重 里
	山本友左坊遺品(屏風)	美 江 寺
古文書	和宮親子内親王東下の際の道中履物	宮 田
	教如上人書状	十 七 条
	川崎平右衛門書簡	十 九 条

県指定文化財

種目	名 称	所在地
彫 刻	十一面観世音菩薩像	別 府
	木造釈迦如来立像	呂 久
天然記念物	藤九郎ギンナン	只 越

瑞穂市のあゆみ

年度	主なできごと	年度	主なできごと
平成15年度	5月1日 穂積町、巢南町合併、瑞穂市の誕生	平成20年度	4月1日 瑞穂消防 消防業務について、瑞穂市全域を岐阜市へ委託 瑞穂消防署・瑞穂消防署南分署業務開始
	6月1日 市制第1回の市長選挙、初代市長に松野幸信氏が当選		4月20日 第2回市議会議員選挙
	7月22日 応募総数1,710点のうち熊本栄司さんの作品が市章に決定		6月1日 瑞穂消防署竣工式
	7月27日 総合センターサンシャインホールにて瑞穂市誕生記念式典開催		9月5日 瑞穂市民憲章の制定
	9月12日 瑞穂市と豊侯町を結ぶ主要地方道北方多度線の犀川大橋が開通		9月6日 みずほ農産物直売所開始
平成16年度	4月1日 水処理施設アクアパークすなみ、西部複合センター（保健センター）供用開始	平成21年度	3月1日 水と緑の回廊づくり開始
	4月1日 生津ふれあい広場完成、面積37,265㎡		3月21日 本田コミュニティセンター竣工式
	4月11日 市制第1回の瑞穂市議会議員選挙、定員20名の市議会議員誕生	7月1日 別府保育所 地域子育て支援センター業務開始	
	5月1日 みずほバス東南方面新設・増便	10月31日 犀川堤外地土地地区画整理事業 換地処分公告と行政界変更	
	7月10日 市図書館分館（西部複合センター2階）オープン	平成22年度	12月13日 消防団第6分団車庫兼詰所開所式
	7月27日 長良川天王川排水樋門完成式、6月11日より供用開始		4月3日 穂積中学校校舎竣工式
	平成17年度	11月3日 市の木「桜」、市の花「アジサイ」に決定	5月31日 牛牧第2保育所増築完成
3月11日 本田小学校校舎増築		6月6日 西小学校グラウンド芝生化	
7月11日 県道北方多度線の全面開通		6月20日 生津小学校グラウンド芝生化	
9月1日 瑞穂市役所内サテライトスタジオ完成、FMラジオ放送開始		11月1日 保育と学校教育の一元化開始	
平成18年度	2月18日 消防団第5分団車庫兼詰所開所式	平成23年度	11月30日 非核・平和都市宣言
	3月11日 J・R穂積駅エレベーター完成		3月25日 水防センター完成
	3月27日 古瀬水源地竣工式		3月29日 巢南中学校特別教室棟竣工式
	4月1日 大月浄水公園完成、面積6,900㎡		4月1日 福祉作業所豊住園開所式
平成19年度	4月1日 みずほバスターミナル完成、面積2,155㎡	4月3日 消防団第1分団詰所開所式	
	7月14日 市営土地改良事業・大月地区農村総合整備事業の換地、23ha	4月24日 第3回市長選挙、堀孝正氏が当選 (6月1日就任)	
	9月4日 穂積小学校大規模改修	6月28日 犀川統合排水機場・新堀川放水路完成式	
	12月23日 消防団第4分団車庫兼詰所開所式	8月1日 粗大ごみの有料化スタート	
平成20年度	4月22日 第2回市長選挙、2代目市長に堀孝正氏が当選（6月1日就任）	平成24年度	10月22日 巢南中学校増築完成
	5月1日 市の人口が50,000人を突破		10月27日 ぎふ清流国体ボウリング競技リハーサル大会開催
	8月29日 瑞穂市給食センター竣工式、9月1日より供用開始		4月1日 まちづくり基本条例施行
	12月28日 別府保育所竣工式、敷地面積4,438㎡、延床面積3,412㎡		4月5日 花塚排水機場竣工式
2月1日 行政改革による行政組織の改編		5月28日 五六ふれあい端竣工式	
		4月15日 第3回の市議会議員選挙	
		4月21日 さいりさくら公園開園	
		5月28日 下犀川橋開通式典	
		6月3日 ぎふ清流大会ボウリング競技リハーサル大会	
		9月30日 ぎふ清流国体（ボウリング競技）開催	
		10月14日 岐阜清流大会（ボウリング競技）開催	

瑞穂市民憲章

……市民が主体の住みよいまちづくりを進めるために……

瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります



デザインの趣旨

瑞穂市の「M」と「稲穂」を、緑豊かな自然と若々しさの象徴であるグリーンを基調に図案化し、徐々に深い色へと円熟を増していく2本の「稲穂」は、穂積町と巢南町の合併を意味し、「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」として活躍、発展する未来が描かれています。

瑞穂市まちづくり基本条例

(前文)

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に頻度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由に住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- 2) 市民 市内に居住し、通学し、又は運動する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- 3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- 5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。
2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- 1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- 2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- 3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び参画

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあっては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

- 2) 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることが出来ます。
- 3) 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。
- 4) 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

- 2) 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 3) 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

- 2) 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

- 2) 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員(以下「職員」という。)は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。
- 3) 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまち

づくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

- 2) 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

(情報の共有)

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

(情報の公開)

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

- 2) 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

- 2) 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事業に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) パブリックコメント(意思決定過程で案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。)その他の意見の聴取

- (5) アンケート調査等による意見の聴取
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2) 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

(計画の策定等への参画)

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

(協働)

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

- 2) 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3) 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2) 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。
- 3) 住民投票を行う場合は、その事実ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

- 2) 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3) 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

- 4) 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第11章 雑則

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

(附則)

(施行期日)

- 1) この条例は、平成24年4月1日から施行する。

<p>人口密度</p>  <p>1km²当り1,848人</p>	<p>世帯人口</p>  <p>1世帯当り2.8人</p>	<p>出生</p>  <p>0.6日に1人</p>	<p>死亡</p>  <p>1.0日に1人</p>
<p>結婚</p>  <p>0.6日に1組</p>	<p>離婚</p>  <p>2.5日に1組</p>	<p>転入</p>  <p>1日に7.5人</p>	<p>転出</p>  <p>1日に7.0人</p>
<p>市職員</p>  <p>市民127人に1人</p>	<p>ごみ収集</p>  <p>1世帯1日2.1kg</p>	<p>交通事故(人身事故)</p>  <p>1.0日に1件</p>	<p>火災</p>  <p>17.4日に1件</p>

本書をご利用のみなさんへ

- 1.この「MIZUHO DATA BOOK」は、瑞穂市の市勢全般にわたる基本的な統計資料を掲載したものです。
- 2.資料は、できる限り最新の調査結果を掲載するようにつとめ、年次の推移は主に5カ年、または特定年次を例記しました。
- 3.平成15年5月1日、穂積町と栗南町の合併により、合併前の数値にはそれぞれのデータを合算し掲載したのがあります。
- 4.資料は、官公庁、庁内各部課所ならびに民間団体などからの報告によるものまたは、企画財政課において調査収集したものです。
- 5.資料の出所は主に統計表の右下に掲げ、その調査基準日も右上に掲載しました。また、特に資料が報告書などによる場合は、その書名も付記しました。
- 6.統計表中、説明を要する箇所は、脚注をし、数値の単位については一見して明らかなものは省略しました。また単位未満は原則として四捨五入したため、総数とその内訳とは必ずしも一致しない場合があります。
- 7.とくに注意のない限り、年次は暦年間(1月～12月)をいい、年度とは会計年度間(4月～翌年3月)を示すものです。
- 8.統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「—」 皆無または、該当事実のない記載不能なもの
 - 「△」 負数、マイナス
 - 「x」 少数の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所
- 9.本表に掲げた数字のうち、これまでに発表した数値と異なるものがあるときは、その後、修正したためです。
- 10.資料について疑義あるいは詳細なものを必要とされる場合は、それぞれの資料の出所先または、企画財政課に照会してください。



個性豊かで柔らかな人間性の瑞穂市民にふさわしく、魅力あるまちになるよう、市民に親しまれ馴染み深い「市の花」としてアジサイ、「市の木」として桜が選ばれました。

発行/瑞穂市
発行日/平成24年10月